

7	《質問事項》 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員勤務・サービスの取扱いについて	担当部課	総務部職員課
《質問要旨》 市職員及び関係施設で働く方やその家族が感染した場合などの体制や対策は。			
8	《質問事項》 職員のメンタルヘルスについて	担当部課	総務部職員課
《質問要旨》 前例のない状況の中、市民を支える立場の市職員の心の健康を守る取組をすべきと考えるかどうか。			
9	《質問事項》 新型コロナにおける職員体制及び休業補償について	担当部課	総務部職員課
《質問要旨》 (1) 業務の増加した部署に対して、他部署から応援職員を配置する等の措置は取られているか。 (2) 勤務日数が減少した会計年度任用職員に対する休業手当等の補償はどうなっているか。			

《回答》			
7について			
<p>職員が感染した場合については、感染症予防休暇として完治まで入院加療又は医師の指示に従い、自宅療養となります。また、家族や感染した職員の濃厚接触者となる場合は、事故休暇として医師、保健所等の指示に従い、自宅待機となります。</p> <p>一方、事業所で感染が起こった場合の業務体制につきましては、保健所の指示に従い、執務室などの感染リスクのある場所の消毒、一時的な執務室の変更、さらに、部署の職員が出勤できない場合には、過去に事務を経験した職員を流動するなどの対応も想定しています。</p>			
8について			
<p>心の健康のみならず、超過勤務、休日出勤による身体的な負担増加も懸念されているのが現状です。今回の感染症対策に限らず、職員の健康を守るため、適切な業務分担、管理職の積極的なコミュニケーションや、産業医や臨床心理士が行うメンタルヘルス相談の活用など、組織的なサポートを行っていきたいと考えています。</p>			
9 (1) について			
<p>業務量の増加に伴う職員体制に関しては、流動的勤務実施要綱に基づき、職員の流動を可能としますが、業務の性質上、流動体制が進んでいないのが現状です。そうした中、現在、企画政策課において、今年度の事業等の実施予定について調査を行っており、その状況を踏まえ、例えばイベント等の中止により業務が減少する部署の職員を業務の増加した部署に配置するなどの対応を行っていきたいと考えています。</p>			

9(2)について

会計年度任用職員については、年間を通じた所定の勤務日数が確保できるよう、勤務日の割振りについて弾力的な運用を行っております。また、やむを得ず業務がなくなった場合でも、代替業務や在宅での勤務を命ずるという対応をしていますが、職務の性質上、以上のような対応がとれない場合にあつては、予定勤務時間数の6割に相当する時間の報酬を労働基準法に定める休業手当相当分として支給しています。

6	《質問事項》 適切な窓口対応をするための情報共有について	担当部課	総務部地域防災課
《質問要旨》 コロナ対策に関する新制度の導入や条件緩和が矢継ぎ早に行われ、支援策が複雑化している。担当職員が情報を迅速に共有し、部署間の連携を密に取ることが重要だが、どのような方策が取られているか。			
10	《質問事項》 避難計画について	担当部課	総務部地域防災課
《質問要旨》 震災や台風などの自然災害が発生する恐れに対して常に準備をする必要があるが、避難計画に始まり、密集が避けられない避難所や職員配置の計画はどのようになっているのか市の見解を伺う。			
11	《質問事項》 コロナ禍での自然災害等の対策について	担当部課	総務部地域防災課
《質問要旨》 早ければ来年の夏頃に新型コロナウイルスのワクチンを打てるようになるかもしれないが、少なくとも1年はコロナ禍が続くと思う。その間の台風や大雪、さらには大地震への職員体制や避難所対応などの対策は。			
12	《質問事項》 複合災害の対策について	担当部課	総務部地域防災課
《質問要旨》 新型コロナウイルス感染症は、国内において沈静化の様相をみせてはいるものの、第2波、第3波も懸念されており、いまだ予断を許さない状況である。今後、大雨や台風のシーズンを迎えるにあたり、自然災害の発生時における感染拡大を避ける避難所のあり方等を検討することは急務であると考えます。複合災害を想定した対策について、本市の見解を伺う。			
13	《質問事項》 災害時の避難所確保について	担当部課	総務部地域防災課
《質問要旨》 災害時、避難所の「3密」状態を避けるため、市ではどのような対策を考えているか。			

《回答》 6について 新型コロナウイルスに係る情報については、市の各担当部署に東京都の各所管部局など上部機関などから情報提供が行われており、各職場の中で担当職員は情報を得ることができています。 また、情報の大半がメールによる提供であるため、複数部署に周知が必要な情報については、受け取った部署からデータ転送することで情報共有ができており、その中で必要に応じて連携を取りながら対応しています。さらに、全庁的に周知が必要な情報については、共通のフォルダにデータ保存し、情報共有を図っています。 さらに、市で行う様々な対応やその方向性については、新型コロナウイルス感染症対策本部で協議及び決定しています。この決定は管理職を通じて職員に伝達されることから、庁内において情報共有ができており、業務連携などの実践に生かされていると考えております。			
---	--	--	--

10から13について

- 1 避難所における3密の防止や感染拡大防止対策として、現在、次の対策を検討しています。
- (1) 避難所運営者、避難者ともにマスクの着用（避難時や従事の際にマスク着用を要請する。）
 - (2) 来所時の健康チェック
 - ア 検温や口頭確認により、発熱者、体調不良者には、一般避難者とは別スペースを確保
 - イ 避難者一人一人の健康状態を避難者カードに記入
 - (3) 市保健師や看護師による避難所巡回
 - (4) 受付用間仕切りの設置及び健康チェック担当者のフェイスシールド着用
 - (5) 出入口やトイレ前に消毒液の設置（入所時など手指の消毒を励行）
 - (6) 避難者間のスペース確保（1m～2m）
 - (7) パーテーションによる区分け（家族用・一人用）
 - (8) 授乳や更衣用の個別スペース（テント等）の設置
 - (9) 定期的な換気（2方向開放による換気）

2 職員体制（避難所運営体制）

1の検討事項で示したように、密接を防ぐため、避難者同士の間隔を開けたり、パーテーションを使用することから、各避難所の受入れ可能人数は確実に少なくなります。このため、災害の規模にもよりますが、今後、感染症対策を踏まえて避難所開設する場合、従来より多くの避難所を開設する必要があります。この場合、避難所設営や避難所内の整理、誘導、衛生管理等といった業務も生じることから、従来のように市職員だけで運営する事は困難と考えています。このことから、現在、防災・安心地域委員会に災害時の避難所運営支援について、協力を願っております。また、状況に応じて、避難されている方にも、お手伝いをお願いする場合がありますと考えております。

さらに、避難者を分散させ、個々の避難所受入者数を減少させるためには、適切な情報発信が必要となります。このため、避難所開設情報や避難者受入れ状況の発信などについて、検討してまいります。